

障がい福祉事業所の経営改善等に関する伴走支援モデル事業所募集要項

1 目的

最低賃金の引上げや物価高騰等の影響を受け、障がい福祉事業所では、さらなる生産性向上等を進め、経営改善による経営基盤の強化が重要である。

このため、経営改善等に取り組む事業所を「モデル事業所」として選定し、モデル事業所が実施する経営改善などの取組みに対して伴走支援を行う。また、経営改善等の取組みの立ち上げ・過程・成果等のモデルを参考に、県内の事業所への横展開を目的とする。

2 事業内容（時期については、予定）

モデル事業所は、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」が派遣する経営改善アドバイザー（障がい福祉の生産性向上等の幅広い知識を有するコンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士等）による伴走支援（5回程度を想定）のもと、以下の内容を実施する。

（1）課題の抽出および第1回伴走支援（コンサルティング等）【8月頃】

・モデル事業所が経営改善を図るうえで抱える課題の抽出および伴走支援

（2）第2回伴走支援（コンサルティング等）【9月頃】

・抽出した課題等に対する取り組み状況の確認および伴走支援

（3）第3回伴走支援（コンサルティング等）【10月頃】

・抽出した課題等に対する取り組み状況の確認および伴走支援

（4）中間報告会【11月13日】

・モデル事業所の取組状況を共有するため、中間報告会を実施（他事業所も参加予定）

（5）第4回伴走支援（コンサルティング等）【12月頃】

・抽出した課題等に対する取り組み状況の確認
・今後の中長期的な取り組みの継続や他事業所への横展開を見据えた伴走支援

（6）第5回伴走支援（コンサルティング等）【1月頃】

・抽出した課題等に対する取り組み状況の確認
・今後の中長期的な取り組みの継続や他事業所への横展開を見据えた伴走支援

（7）最終報告会の実施【2月24日】

・モデル事業所での成果を報告する最終報告会を実施（他事業所も参加予定）

（8）ヒアリング【3月頃】

・取組み状況・成果の確認
・今後の中長期的な取り組みの継続や他事業所への横展開を見据えたヒアリングを実施

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、モデル事業所選定の日から令和9年3月末までとする。

4 募集事業所および募集事業所数

（1）募集事業所

福井県内で指定を受けた就労継続支援 A 型事業所

（2）募集事業所数

5事業所程度 ※応募多数の場合は、7に基づき審査・選定します。

5 応募資格・要件

- (1) 4(1)の事業所を運営し、かつ2の事業内容を実施できること
- (2) 伴走支援等により得たノウハウ・プロセス・試行錯誤等について、報告会等で他の事業所に広く発信すること
- (3) 経営改善等が進められ、サービスやケアの質の確保・向上などが図られるとともに、収支の改善が見られた場合には、支援員や利用者の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること

6 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を提出すること。なお、申請に必要な経費は申請者の負担とし、申請書類は返却しない。

(1) モデル事業所選定申請書

- ア 経営改善等モデル事業所選定申請書(様式1)
- イ 経営改善等事業計画書(様式2)
- ウ 直近2年間の財務関係書類(貸借対照表、事業活動計算書、損益計算書など)

(2) 提出期限

令和8年6月30日(火)17時00分必着

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出先

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」
〒910-0006 福井県福井市中央1丁目3-1 加藤ビル6階
公益財団法人介護労働安定センター福井支部内

7 選考方法

(1) モデル事業所の選定

モデル事業所の選定に当たっては、6(1)の提出書類を基に5の応募資格・要件を満たしているか等、経営改善アドバイザー等による書面審査を実施する。

下記(2)に示す審査項目のほか、下記の観点や地域性を考慮して総合的に選定する。選定結果については、すべての応募者に書面で通知するとともに、審査結果に関する問い合わせについては一切回答しない。

(2) 審査項目

- ア 事業の目的・内容を十分に理解しており、具体的な課題感や危機感など応募動機は明確であるか。
- イ 経営者および事業所責任者と現場職員の意思疎通を図るなどし、伴走支援を実施する上で十分な体制が整えられるか。
- ウ 県内の障がい福祉サービス事業所の見本となる意欲が十分であるか。
- エ 横展開を見据え、他の事業所が取り組むことができる中長期的な事業内容であるか。
- オ 5応募要件・資格を満たしているか。

8 スケジュール

日程	内容
令和8年6月30日(火)17:00	モデル事業所選定申請書等の提出期限
令和8年7月中旬頃	書面審査、モデル事業所の選定結果通知等

9 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととする。

また、モデル事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、または該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 労働基準法に定める就業規則の改正など各種手続を遵守すること
- (2) 同一申請者であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所において申請が可能なものとする。ただし、応募多数の場合は、1法人1事業所の選定とする場合がある。
- (3) 当事業により発生する費用は申請者の自己負担とする。
- (4) 申請書は、本事業のモデル事業所の選定以外の目的に使用しない。ただし、福井県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 提出期限を過ぎて提出された申請書は無効とする。また、提出後の差替えおよび再提出は認めない。ただし、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」の指示による場合はこの限りでない。

11 問合せ先

「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」

住所:〒910-0006

福井県福井市中央1丁目3-1 加藤ビル6階

公益財団法人介護労働安定センター福井支部内

電話:0776-25-1365